

P T A 会 則

調布市立富士見台小学校

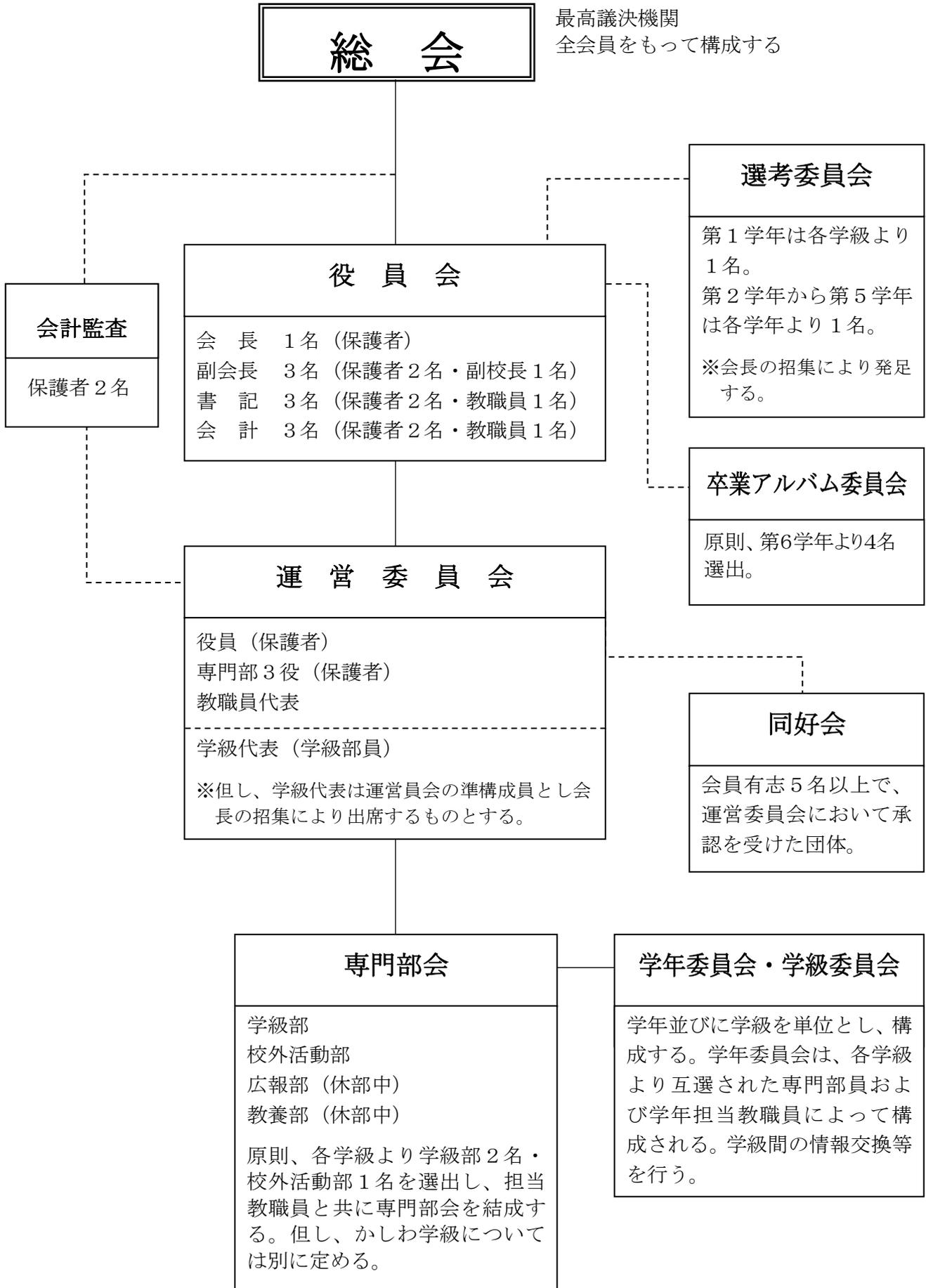
調布市小島町3-20-1

令和四年度版

※新入学、転入時に配布

※卒業または転出時まで各自保存

富士見台小学校PTA構成図



P T A 会 則

第1章 名称及び事務所

- 第1条 この会は、調布市立富士見台小学校PTAと称する。
第2条 この会は、事務所を調布市立富士見台小学校（調布市小島町3-20-1）におく。

第2章 目的

- 第3条 保護者と教職員が協力し、個々の児童の成長を願いつつ、学校全体の教育環境をよりよくするために活動することを目的とする。

第3章 方針

- 第4条 この会は、教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って活動する。
1. 目的を同じくする他の団体や機関と協力する。
 2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利目的とする行為は行わない。
 3. 学校の運営、管理、教育人事には干渉しない。

第4章 活動

- 第5条 この会は、第3条の会員目的を達成するため、次の活動を行う。
1. 児童の学習環境・生活環境をよくするための活動。
 2. 家庭と学校との緊密な連絡によって、児童の生活の健全な育成を図る活動。

第5章 会員

- 第6条 この会の会員は、次のとおりである。
1. 本校に在籍する児童の保護者または、これに代わる者。
 2. 調布市立富士見台小学校の教職員。

第6章 経理

- 第7条 この会の会員は、会費を納めるものとする。会費は、一世帯年額1,500円とし一括納入とする。転入、転出の扱いは以下の通りとする。但し、事情により減免することができるが、その決定は運営委員会で行う。
転入について、1学期は1,500円、2学期は1,000円、3学期は100円納入とする。
転出について、1学期は500円、2学期は300円返金とする。3学期は返金無しとする。
- 第8条 この会の活動に要する経費は、会費、補助金及びその他の収入によって賄う。
第9条 この会の経理は、総会において決議された予算に基づいて行われる。
第10条 この会の決算は、会計監査員の監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。
第11条 この会の資産は、会の目的達成のため以外に使用してはならない。
第12条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第7章 役員

第13条 この会の役員は、次のとおりとする。

会長 1名⇒(保護者)
副会長 3名⇒(保護者 2名・副校長 1名)
書記 3名⇒(保護者 2名・教職員 1名)
会計 3名⇒(保護者 2名・教職員 1名)

但し、役員は総会において決定する。

第14条 役員は、会計監査委員または、役員選出の選考委員を兼ねることができない。

第15条 役員の任期は1年とする。但し、同じ役員の職については三選を限度とする。前項の規定は、教職員の選出の役員には適用しない。

本部役員経験者は、専門部員、選考委員および卒業アルバム委員を免除する。

第16条 役員は、次の職務を行う。

1. 会長は、この会を代表し、会務を総括する。
 - (1) 総会、役員会及び運営委員会を招集する。
 - (2) すべての集会に出席して、意見を述べることができる。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代行する。
3. 書記は、総会、運営委員会の記録をとり、またその他会務を遂行するのに必要な庶務を行う。
4. 会計は、会のすべての金銭財物の出納をつかさどり、年次総会において決算報告をする。

第17条 役員に欠員が生じた時は、運営委員会で選考し補充する。後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第8章 会計監査

第18条 この会の経理を監査するために2名の会計監査(保護者)をおく。

第19条 会計監査は、総会において決定する。選出は第13条と同じ方法による。

第20条 会計監査は、運営委員を兼務することができない。必要に応じて運営委員会に出席することができる。

第21条 会計監査の任期は、1年とする。但し、継続しての再選は認めない。

第9章 総会

第22条 総会は、この会の最高議決機関であって、全会員をもって構成する。

第23条 総会は、会長が招集し、年次総会は年1回、臨時総会は必要に応じて開催する。

なお、運営委員会が必要と認めた場合、および会員の三分の一以上の要求があったとき、会長は総会を開かなければならない。

第24条 総会は、全会員の二分の一以上の出席によって成立する。但し、委任状を含む。

第25条 議長は、在校生の保護者で、役員、運営委員経験者の中より選出する。

第26条 総会の決議は出席者の過半数の同意による。可否同数の時は、議長の決による。

第27条 総会では、次のことを行う。

1. 会則の審議、決定
2. 事業報告と決算報告並びに承認
3. 事業計画と予算の審議、決定
4. 役員および会計監査委員の決定
5. その他この会の重要事項に関する審議、承認

第10章 役員及び運営委員会

第28条 役員会は、役員によって構成され、次のことを行う。

1. 本会の運営全般に関する協議
2. 運営委員会への提出する案件の作成

第29条 運営委員会は、役員、専門部の部長・副部長・書記、担当代表教職員若干名をもって構成する。各学級代表（学級部三役以外）は会長の招集により準構成員として出席する。但し、議決には加わらない。

1. 運営委員会の任務は、この会の運営上の問題について協議し立案された事業計画と、会計および会務について審議する。
2. 運営委員会は、運営に関する細則の制定、改廃を行うことができる。
3. 上の事項については、構成員の二分の一以上の出席の上、過半数の賛成をもって議決する。但し、委任状を含む。

第30条 役員会および運営委員会は、会長が招集し、役員会は定例的に開催し、運営委員会は必要に応じて開催する。

第11章 細則

第31条

1. 本会の運営に関して必要な細則は、この会の目的に反しない限りにおいて、運営委員会の議決を経て決定する事ができる。
2. 運営委員会は、細則を制定、改廃した場合は、次期総会に報告しなければならない。

第12章 付則

第32条

1. 校長は、この会の顧問としてすべての会議に出席し意見を述べる事ができる。

昭和45年	4月	1日	施行
昭和49年	5月	8日	一部改正
昭和50年	5月	10日	一部改正
昭和54年	5月		一部改正
昭和56年	5月		一部改正
平成12年	2月	15日	一部改正
平成13年	12月	17日	一部改正
平成15年	4月	30日	一部改正
平成17年	3月	14日	一部改正
平成19年	5月	2日	一部改正
平成21年	5月	13日	一部改正
平成21年	12月	11日	一部改正
平成22年	3月	5日	一部改正
平成26年	4月	25日	一部改正
平成27年	4月	24日	一部改正
平成28年	4月	28日	一部改正
平成31年	4月	26日	一部改正
令和2年	6月	18日	一部改正
令和4年	1月	28日	一部改正

細 則

第1章 専門部会

- 第1条 この会の活動を円滑に行うため、学級、広報、教養、校外活動の各部をおく。各部の活動は、おおむね次のとおりとする。
1. 学 級 部 学級内の情報伝達および会員相互の親睦を図る。芝生校庭の維持。
 2. 校外活動部 児童の校外生活の安全に努める。会員に対す、児童の安全を守る活動を促進する。
 3. 広 報 部 この会の活動をすみやかに知らせ、会員の意識を高めるための広報誌を発行する。
(平成30年度より休部)
 4. 教 養 部 会員の教養の向上に努め、この会の教育的な催しを主催する。児童の健全な育成を図る活動を支援する。(平成31年度より休部)
- 第2条 原則、学級部は各学級より2名、校外活動部は各学級より1名を互選した部員と教職員で構成し、各部で、部長・副部長・書記を選出する。但し、学級部員は必ず各学級で選出を行うが、その他の専門部員(校外活動部員)は、各学級の保護者全員が既に何れかの役員または専門部員を経験している場合、選出を必須としない。
かしわ学級については、原則、学級部のみ選出とする。
- 第3条 各部の計画実施は、運営委員会の了解を必要とする。
- 第4条 各部会は、必要に応じて部長が招集する。

第2章 学年委員会及び学級委員会

- 第5条 学年学級委員会は、学年並びに学級を単位とし、構成する。
- 第6条 学年学級委員会は、学年学級児童の幸福な成長と会員の向上に努める。
- 第7条 学年委員会は、各学級より互選された専門部員および学年担当教職員によって構成される。
- 第8条 学年委員会は、定期または臨時に招集することができる。

第3章 選考委員会

- 第9条
1. 選考委員は会長の招集のもとに発足し、次のとおり選出し構成する。
 - (1) 第1学年は各学級より1名。
 - (2) 第2学年から第5学年は各学年より1名。
 2. 本部役員、各専門部の部長・副部長・書記経験者、及び選考委員経験者は原則として選考委員を免除する。
 3. 副校長は委員会に出席して意見を述べることができる。
- 第10条 選考委員会は互選により正・副委員長及び書記を選出し運営にあたる。
- 第11条 選考委員は次年度の候補者になることができない。
- 第12条 選考委員会は役員候補ならびに会計監査候補者を選考し、交渉にあたり本人の内諾を受けた後、その結果を総会に発表する。

第4章 卒業アルバム委員会

- 第13条
1. 卒業アルバム委員会は、原則、第6学年より4名選出し構成する。
 2. 本部役員、各専門部・選考委員会の部長・副部長・書記経験者は原則として卒業アルバム委員を免除する。

第14条 卒業アルバム委員会は互選により正・副委員長及び書記を選出し運営にあたる。

第5章 その他

第15条 会員の慶弔については、運営委員会で協議の上、内規としてこれを定める。

平成 7年	5月24日	一部改正	(第3章第14条)
平成12年	2月15日	一部改正	
平成15年	4月30日	一部改正	(第3章第9条)
平成16年	3月 8日	一部改正	(第3章第9条)
平成17年	3月14日	一部改正	(第3章第9条)
平成22年	3月 5日	一部改正	(第1章第1条)
平成26年	3月17日	一部改正	(第1章第2条)
平成27年	3月16日	一部改正	(第3章第9条)
平成27年10月26日		一部改正	(第1章第1条)
平成28年	2月22日	一部改正	(第1章第2条)
平成30年	2月21日	一部改正	(第1章第1条)、追加(第4章第13条)
平成31年	1月30日	一部改正	(第1章第2条、第3章第9条)
令和 4年	1月28日	一部改正	(第1章第2条、第3章第9条、第4章第13条)
			追加(第4章第14条)

P T A 慶弔に関する内規

- 第1条 この内規は調布市立富士見台小学校の児童ならびに会員に対する慶弔見舞などをおくするための基準として定める。
- 第2条 児童及び会員（校長を含む）に対する慶弔見舞金は、次のとおりとする。
- (1) 児童及び会員（校長を含む）の死亡に伴う弔慰金は、一律5,000円とする。但し、生花については役員会で審議のうえ決定する。
- (2) 火災等により被害を受けた場合の見舞金は、支出の有無をその都度審議を経て決定する。但し、支出の上限は5,000円とする。
- 第3条 その他、役員会で必要と認めた場合は、役員会の審議を経て決定する。
- 第4条 この内規に基づく支出は、P T A 慶弔費から支出する
- 第5条 この内規の改廃は、運営委員会で審議決定し総会において報告しなければならない。

昭和54年	7月	1日	施行
平成2年	2月	1日	一部改正
平成12年	2月15日		一部改正
平成19年	2月19日		一部改正
平成20年	5月20日		一部改正
平成22年	3月	5日	一部改正
平成27年	10月26日		一部改正

同好会等に関する内規

- 第1条 同好会は、会員有志5名以上の希望によって結成し、自主的に活動することができる。但し、その結成及び存続については、運営委員会の決議によるものとする。
- 第2条 同好会の運営活動費として、P T A 会費より1クラブ、3,000円の補助を支出するものとする。
- 第3条 P連の体育的行事に参加した場合は、祝い金3,000円を贈呈する。
- 第4条 同好会は、年度末、年間の活動成績及び活動状況をP T A 本部に報告しなければならない。
- 第5条 P T A 本部は、毎年5月に同好会の会員を募集し、その結成については運営委員会で承認のうえ決定する。なお、新規結成については随時受け付けるものとする。
- 第6条 その他必要な事項については、役員会及び運営委員会で協議し、決定するものとする。

平成12年	4月	1日	施行
平成19年	2月19日		一部改正
平成22年	3月	5日	一部改正
平成27年	2月27日		一部改正
平成31年	1月30日		一部改正